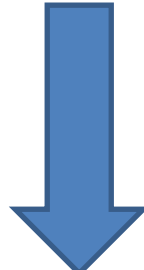


根室市火災予防条例改正の概要

(施行日 平成26年8月1日)

多数の者の集合する催しを開催する場合
(祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し)



■火気を取扱う露店等に「消火器の準備」

こんろ、ストーブ、発電機等を使用する場合は、消火器を準備した上で使用することを義務付け(条例第18条~第22条)



■火気を取扱う露店等に「露店等の開設届出」

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、露店等(こんろ等を使用する場合)を開設する場合には、消防署長へ届出。(条例第52条)



「指定催し」(条例第49条の2)

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なもので、火災発生時に人命、財産に重大な被害のおそれがあるもの

(露店出店数 100 店舗以上)

- 「指定催し」は消防署長が指定
- 事前に主催者へ通知
- 市民の皆様へ公示する

主催者の義務(条例第49条の3)

- 「防火担当者」を選任する。
- 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、防火管理業務を行わせる。
- 計画書を開催する14日前まで消防署長へ届出する。

届出は、露店等を開設しようとする者複数の露店等が開設される場合は、主催者等が取りまとめて届出を行います。

※ 近親者によるバーベキュー、幼稚園父母会が主催するもちつき大会などは対象外とします。

計画書未提出の場合は
「罰則」があります

開催当日は、必要に応じて消防職員が現地確認を実施する。